

証券コード 4166

2026年3月9日

(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目5番31号

か っ こ 株 式 会 社

代表取締役社長 岩 井 裕 之

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の専用ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

専用ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4166/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の当社ウェブサイトにも「第15回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://cacco.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さまへ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、同事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「かっこ」または「コード」に当社証券コード「4166」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日は出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって2026年3月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F 赤坂インターシティコンファレンス the Green
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 株主総会に出席されない株主様は、書面により議決権を行使することができることと致します。
(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記専用サイト（<https://d.sokai.jp/4166/teiji/>）、当社ウェブサイト（<https://cacco.co.jp/ir/>）及び東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

■株主様向け会社説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様へ当社へのご理解を深めていただくため、1時間程度の「株主様向け会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には、定時株主総会とあわせてご参加を賜りますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年3月27日(金曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年3月26日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年3月26日(木曜日) 午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

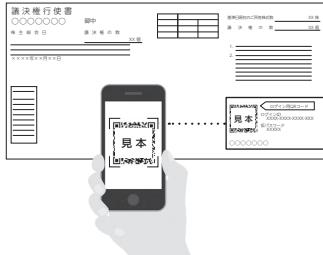
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

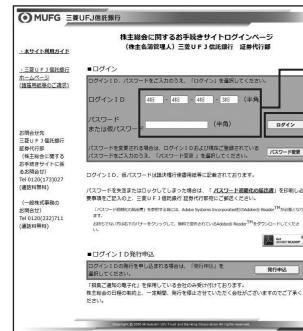
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により回復を下支えする期待はあるものの、各国の通商政策等による景気の下振れリスクや、物価上昇が消費者マインドの下振れ等を通じて消費に影響を及ぼすリスクがあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による調査「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、2024年は前年比5.1%増の26.1兆円となり、依然として高い成長率を維持しております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比0.4ポイント増の9.78%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化されました。また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版（クレジット取引セキュリティ対策協議会）」において、EC加盟店におけるEMV3-Dセキュアと不正ログイン対策の導入が必須となり、加えてカード情報保護対策及び不正利用対策が求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するセキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してまいりました。

不正検知サービスにおいては、当事業年度より、従来の不正検知サービス「O-PLUX」や不正ログイン検知サービス「O-MOTION」などプロダクト単体での販売戦略から、ECや金融などのドメイン（市場領域）ごとに最適化された不正対策ソリューションの提供へと戦略を転換いたしました。主力サービスである「O-PLUX」と「O-MOTION」を組み合わせた包括的な

不正対策提案を強化するとともに、不正ログイン審査のモバイルアプリ対応を実現し、主にEC領域や金融領域の市場ニーズに応えてまいりました。また、顧客の導入負荷軽減を目的に、追加機能開発およびECパッケージやショッピングカート事業者とのシステム連携を推進しております。その結果、当事業年度の不正検知サービスのストック収益額（定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額。）は652,736千円（前事業年度比25.3%増）となりました。

決済コンサルティングサービスにおいては、SaaS型BNPLシステムの受注獲得に努め、また、データサイエンスサービスにおいては、データ分析案件の受注獲得に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は819,443千円（前事業年度比11.6%増）、営業損失133,365千円（前事業年度は営業損失244,513千円）、経常損失137,157千円（前事業年度は経常損失254,501千円）、当期純損失137,687千円（前事業年度は当期純損失255,031千円）となりました。前々事業年度に生じた主要取引先の解約による売上高の減少が響き、継続して営業損失及び当期純損失を計上しております。加えて、翌期につきましても引き続き営業損失を計上する見込みです。当社といたしましては、上述のターゲット市場別のアプローチによる新規顧客の獲得を推進し、早期の黒字化に向けた収益基盤の再構築に注力いたします。さらに、既存の事業領域にとどまらず、新たな市場獲得に向けた業務提携やM&Aを積極的に活用し、非連続的な成長を目指してまいります。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度に所要資金として、金融機関より短期借入金として5,000千円、長期借入金として120,000千円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 12 期<br>(2022年12月期) | 第 13 期<br>(2023年12月期) | 第 14 期<br>(2024年12月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(2025年12月期) |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                             | 1,076,805             | 952,627               | 734,021               | 819,443                          |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)                 | 154,039               | △117,884              | △254,501              | △137,157                         |
| 当期純利益又は当期純<br>損失 (△)(千円)              | 100,351               | △320,875              | △255,031              | △137,687                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△)(円) | 38.16                 | △121.13               | △94.11                | △50.45                           |
| 総 資 産(千円)                             | 1,534,360             | 1,286,551             | 1,025,275             | 1,002,350                        |
| 純 資 産(千円)                             | 1,373,227             | 1,072,631             | 832,171               | 702,519                          |
| 1株当たり純資産(円)                           | 521.61                | 401.80                | 305.65                | 257.08                           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援することを目指しております。

持続的な成長及び企業価値の最大化に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ① 不正検知サービスの売上高の拡大

主力の不正検知サービス「O-PLUX」を取り巻く市場環境におきましては、「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版」の適用開始により、EC事業者に求められるセキュリティ基準が高度化しております。同ガイドラインでは、EC加盟店に対し「EMV3-Dセキュア」の導入に加え、「適切な不正ログイン対策」および「脆弱性対策」の実施が新たに義務付けられました。これにより、EC事業者は従来の決済時点のみの防御から、ログインを含めた取引プロセス全体を網羅した「線の考え方」に基づく一貫した対策が不可避となっております。

こうした制度的な追い風を受け、当社は、ガイドラインで必須化された広範なセキュリティ要件をワンストップで満たすべく、不正ログイン等を検知する「O-MOTION」と不正注文・決済を検知する「O-PLUX」を連携させたシームレスなサービス展開を強化してまいります。これにより、不正対策およびコンプライアンス対応を急ぐ企業のニーズを的確に捉え、新規顧客の獲得を加速させてまいります。

また、営業戦略においては、顧客の属する市場ドメイン（業種・業態）ごとの課題に特化した「市場ドメイン単位」の組織体制へと転換を図りました。顧客ごとの状況に合わせた最適なソリューション提案を迅速に行うことで、新規顧客の獲得ならびに収益基盤の着実な拡大に努めてまいります。

## ② サービス開発投資の促進

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、近年の技術革新や市場ニーズの変化等により、国内外における競合サービスとの競争が一段と激化してきております。こうした状況の中で、当社は、不正検知サービス「O-PLUX」、不正ログイン検知サービス「O-MOTION」などの当社サービスについて、機能の拡充及び強化を図るべく積極的にサービス開発投資を推進し、今後の成長性及び競争優位性の維持・向上に努めてまいります。

## ③ アライアンス・M&Aの推進

当社は、既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業領域への進出を図るためには、アライアンス・M&Aの活用が有効であると考えております。当社は、当社とのシナジー効果並びに投資の効果及びリスクを見極めながら、アライアンス・M&Aを推進することによって、既存事業の更なる成長を図るとともに、事業領域の拡大及び新たな収益機会の獲得に努めてまいります。

## ④ 優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上

当社の業容拡大に伴い、優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上が不可欠であると考えております。当社は、即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う人材の確保及び組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行い、加えて、更なる社員の能力向上を目的とした人材育成・人材開発を強化することで、持続的な成長を支える組織の構築に取り組んでまいります。

## ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業を提供しております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2025年12月31日現在)

本社：東京都港区元赤坂一丁目5番31号

(7) **使用人の状況** (2025年12月31日現在)

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 36名 (20) 名 | 1名増 (同)   | 36.9歳 | 6.0年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社東日本銀行  | 118,805千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 67,843千円  |

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,732,655株  
(3) 株主数 2,418名  
(4) 大株主

| 株 主 名                                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|----------|---------|
| S y m b o l キ ャ ピ タ ル 合 同 会 社           | 465,000株 | 17.01%  |
| 岩 井 裕 之                                 | 435,600株 | 15.94%  |
| 中 沢 雄 太                                 | 222,055株 | 8.12%   |
| 亀 山 誠                                   | 208,118株 | 7.61%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口                   | 66,500株  | 2.43%   |
| モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社 | 57,000株  | 2.08%   |
| 山 本 裕 治                                 | 51,500株  | 1.88%   |
| 田 邊 友 祐                                 | 51,100株  | 1.86%   |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                 | 49,900株  | 1.82%   |
| 中 山 勝 史                                 | 40,638株  | 1.48%   |

(注) 自己株式は保有しておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                          | 株 式 の 種 類 及 び 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|--------------------------|-----------------|-------------|
| 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く） | 当社普通株式 10,000株  | 4名          |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員の状況(4)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

## (6) その他株式に関する重要な事項

2025年4月25日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことに伴い、発行済株式総数が前期末と比べて10,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                         | 第 3 回 新 株 予 約 権                                                 | 第 5 回 新 株 予 約 権                                |                                                                 |  |
|--------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--|
| 発 行 決 議 日                                  |                         | 2016年5月23日                                                      | 2017年6月19日                                     |                                                                 |  |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                         | 10,649個                                                         | 5,561個                                         |                                                                 |  |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                         | 普通株式 31,947株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)                               | 普通株式 16,683株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)              |                                                                 |  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |                                                                 |  |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                         | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1株当たり 1,267円)                           | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1株当たり 1,267円)          |                                                                 |  |
| 権 利 行 使 期 間                                |                         | 2018年 3月30日から<br>2026年 3月29日まで                                  | 2019年 7月 1日から<br>2027年 3月28日まで                 |                                                                 |  |
| 行 使 の 条 件                                  |                         | (注) 1                                                           | (注) 1                                          |                                                                 |  |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を除く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を除く)                                         | 新株予約権の数 10,549個<br>目的となる株式数 31,647株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 5,461個<br>目的となる株式数 16,383株<br>保有者数 3名                   |  |
|                                            |                         | 社 外<br>取 締 役                                                    | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                            |  |
|                                            | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )  | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 300株<br>保有者数 1名                        | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 300株<br>保有者数 2名       |                                                                 |  |
| 摘                                          | 要                       | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |                                                | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |  |

|                                            |                         | 第 6 回 新 株 予 約 権                                                 | 第 8 回 新 株 予 約 権                               |                                               |
|--------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                         | 2018年3月28日                                                      | 2020年6月24日                                    |                                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                         | 8,831個                                                          | 4,518個                                        |                                               |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数        |                         | 普通株式 26,493株<br>(新株予約権1個につき 3株)                                 | 普通株式 13,554株<br>(新株予約権1個につき 3株)               |                                               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |                                               |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                         | 新株予約権1個当たり 3,801円<br>(1株当たり 1,267円)                             | 新株予約権1個当たり 3,801円<br>(1株当たり 1,267円)           |                                               |
| 権 利 行 使 期 間                                |                         | 2020年3月29日から<br>2028年3月28日まで                                    | 2022年3月26日から<br>2030年3月25日まで                  |                                               |
| 行 使 の 条 件                                  |                         | (注) 2                                                           | (注) 3                                         |                                               |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を除く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を除く)                                         | 新株予約権の数 8,753個<br>目的となる株式数 26,259株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 4,236個<br>目的となる株式数 12,708株<br>保有者数 3名 |
|                                            |                         | 社 外 取 締 役                                                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |
|                                            | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )  | 新株予約権の数 78個<br>目的となる株式数 234株<br>保有者数 2名                         | 新株予約権の数 282個<br>目的となる株式数 846株<br>保有者数 2名      |                                               |
| 摘                                          | 要                       | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |                                               |                                               |

(注) 1. 第3回及び第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
  - (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
  - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
  - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

2. 第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
  - (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
  - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
  - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

3. 第8回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
  - ② その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 2013年8月16日付で行った株式1株につき100株とする株式分割及び2020年9月9日付で行った株式1株につき3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種数と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                    |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 岩井裕之  | 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役<br>株式会社ダイブ 社外取締役                                                                                                   |
| 専務取締役            | 関根健太郎 |                                                                                                                                                 |
| 取締役              | 成田武雄  | 執行役員 データサイエンス事業部長                                                                                                                               |
| 取締役              | 岡田知嗣  | 執行役員 システムソリューションディビジョン<br>マネジャー                                                                                                                 |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 小川弦一郎 |                                                                                                                                                 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 中山寿英  | 株式会社みなとグローバル 代表取締役<br>公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所 所長<br>ファイブスター投信投資顧問株式会社 社外取締役<br>株式会社シンクロ・フード 監査役<br>株式会社Globee 社外取締役(監査等委員)<br>バリュークリエーション株式会社 社外取締役 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 志村正之  | 株式会社Shimura&Partners 代表取締役<br>BASE株式会社 社外取締役<br>株式会社デジタルプラス 社外取締役(監査等委員)                                                                        |

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)小川弦一郎氏並びに取締役(監査等委員)中山寿英氏及び志村正之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)中山寿英氏は、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小川弦一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役(常勤監査等委員)小川弦一郎氏並びに社外取締役(監査等委員)中山寿英氏及び志村正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役(監査等委員)鈴木貞洋氏は2025年3月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 取締役(監査等委員)志村正之氏は2025年3月27日開催の第14回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2023年3月28日開催の取締役会における一部改定の決議を経て、役員等の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### (a) 固定報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合い等を考慮して定めることとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員である取締役の協議で決定することとしております。

#### (b) 非金銭報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬を設けております。

(i) 勤務継続型譲渡制限付株式報酬

勤務継続型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までとし、対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することとしております。

(ii) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から5年以上で当社の取締役会が定める期間とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち当社が経営上重要とする指標であるEBITDAの達成度合い等に応じた数の普通株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除することとしております。

(c) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その限度額は、2023年3月28日の定時株主総会において、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額60,000千円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

監査等委員である取締役に対する固定報酬の限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任された代表取締役社長である岩井裕之が、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。決定を委任した理由は、会社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務執行を評価するには、代表取締役が最も適していると判断したためです。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 員数         | 報酬等の額            | 報酬等の種類別の額        |          |             |
|----------------------------|------------|------------------|------------------|----------|-------------|
|                            |            |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等      |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>（-）  | 58百万円<br>（-）     | 54百万円<br>（-）     | -<br>（-） | 4百万円<br>（-） |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4名<br>（4名） | 13百万円<br>（13百万円） | 13百万円<br>（13百万円） | -<br>（-） | -<br>（-）    |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 8名<br>（4名） | 72百万円<br>（13百万円） | 67百万円<br>（13百万円） | -<br>（-） | 4百万円<br>（-） |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、勤務継続型譲渡制限付株式報酬については、年額60,000千円以内、交付される普通株式の総数は年30千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、業績連動型譲渡制限付株式報酬については、各5ヶ年の事業年度につき60,000千円以内、交付される普通株式の総数は当該5ヶ年の事業年度につき30千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「①(b)非金銭報酬の内容に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、2027年12月期のEBITDAであり、譲渡制限の具体的な解除率は、以下の通り算出します。なお、対象事業年度（2027年度）終了前であるため実績は確定しておりません。

$$\text{解除率} = \text{2027年12月期EBITDA} \div \text{6.5億円}$$

8. 上記業績連動報酬等の額は、当事業年度に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬の費用計上額となっております。
9. 上記非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る勤務継続型譲渡制限付株式報酬の費用計上額となっております。

- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中山寿英氏は、株式会社みなとグローバルの代表取締役、公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所の所長、ファイブスター投信投資顧問株式会社の社外取締役、株式会社シンクロ・フードの監査役、株式会社Globeの社外取締役（監査等委員）及びバリュークリエーション株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）志村正之氏は、株式会社Shimura&Partnersの代表取締役、BASE株式会社の社外取締役、株式会社デジタルプラスの社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                           |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                        |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) 小川 弦 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会24回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。国内大手金融機関をはじめとした、複数企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。                          |
| 取締役<br>(監査等委員) 中山 寿 英     | 当事業年度に開催された取締役会24回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識等に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。                                            |
| 取締役<br>(監査等委員) 志 村 正 之    | 2025年3月27日開催の第14回定時株主総会において新たに選任され、就任後に開催された取締役会17回及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。複数企業での取締役経験に加え、海外事業、金融及びクレジットカード市場に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
  - (b) 監査等委員会を設置し、業務執行取締役及び執行役員の業務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
  - (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (d) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、取締役社長に報告する。
  - (e) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、これを排除し、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含み、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書管理規程」等に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。
  - (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。
  - (c) 取締役は、必要に応じてこれら職務の執行に関わる重要な文書を閲覧することができる。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
  - (b) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、取締役社長に報告する。
  - (c) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、取締役社長を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。

- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
  - (b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。
  - (c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外からの独立性に関する事項、及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを必要とする場合は、監査等委員と取締役との協議の上、従業員の中から監査等委員会を補助するスタッフを指名する。
  - (b) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員の任命・異動については、監査等委員会の事前同意を得る。
  - (c) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員は、監査等委員の業務命令に関しては、監査等委員以外の取締役、執行役員或いは管理職の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会の監査等委員に報告するための体制
- 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき
  - (b) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき
  - (c) その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
  - (d) 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に対して報告（内部通報を含む）を行った当社取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止する。
- ⑨ 監査等委員会の職務執行について生じる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員の職務の執行について生じる費用、債務又は会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、当該費用、債務又は請求が必要でないことが合理的に認められる場合を除き、速やかに処理を行い、当社が負担する。
- (b) 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部の専門家と連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と非常勤の監査等委員2名（3名全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時機動的に臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ③ 当社は、代表取締役社長直轄のチームとして内部監査チームを編成し、内部監査責任者1名、内部監査担当者2名が、内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

現時点では同意なき買収に関して特別な対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりの方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>876,137</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>221,051</b>   |
| 現金及び預金                 | 762,439          | 買掛金                  | 12,250           |
| 売掛金                    | 88,697           | 1年内返済予定の長期借入金        | 108,834          |
| 仕掛品                    | 344              | 未払金                  | 44,370           |
| 前払費用                   | 19,767           | 未払法人税等               | 530              |
| その他                    | 5,020            | 未払消費税等               | 16,169           |
| 貸倒引当金                  | △132             | 契約負債                 | 4,968            |
|                        |                  | 賞与引当金                | 15,441           |
|                        |                  | その他                  | 18,487           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>126,212</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>78,779</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,718</b>     | 長期借入金                | 77,814           |
| 建物                     | 653              | 繰延税金負債               | 965              |
| 工具、器具及び備品              | 3,064            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>299,831</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>32,799</b>    | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| ソフトウェア                 | 32,799           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>702,426</b>   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>89,694</b>    | 資本金                  | 13,145           |
| 投資有価証券                 | 64,487           | 資本剰余金                | 826,968          |
| 敷金及び保証金                | 7,017            | 資本準備金                | 826,968          |
| 長期前払費用                 | 18,190           | 利益剰余金                | △137,687         |
| その他                    | 19,503           | その他利益剰余金             | △137,687         |
| 貸倒引当金                  | △19,503          | 繰越利益剰余金              | △137,687         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,002,350</b> | 評価・換算差額等             | 92               |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金         | 92               |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>702,519</b>   |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,002,350</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 819,443 |
| 売上原価         | 247,331 |
| 売上総利益        | 572,111 |
| 販売費及び一般管理費   | 705,476 |
| 営業損失         | 133,365 |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息及び配当金    | 1,176   |
| 受取手数料        | 945     |
| 為替差益         | 66      |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 1,019   |
| 投資事業組合運用損    | 4,923   |
| その他          | 36      |
| 経常損失         | 137,157 |
| 税引前当期純損失     | 137,157 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 530     |
| 当期純損失        | 137,687 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本     |         |              |             |                             |             |            |
|-------------------------|----------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
|                         | 資本金      | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |
|                         |          | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当期首残高                   | 384,165  | 560,377 | -            | 560,377     | △110,718                    | △110,718    | 833,823    |
| 当期変動額                   |          |         |              |             |                             |             |            |
| 新株の発行                   | 3,145    | 3,145   |              | 3,145       |                             |             | 6,290      |
| 減資                      | △374,165 | 263,446 | 110,718      | 374,165     |                             |             | -          |
| 欠損填補                    |          |         | △110,718     | △110,718    | 110,718                     | 110,718     | -          |
| 当期純損失                   |          |         |              |             | △137,687                    | △137,687    | △137,687   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |          |         |              |             |                             |             |            |
| 当期変動額合計                 | △371,020 | 266,591 | -            | 266,591     | △26,968                     | △26,968     | △131,397   |
| 当期末残高                   | 13,145   | 826,968 | -            | 826,968     | △137,687                    | △137,687    | 702,426    |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                   | △1,652           | △1,652         | 832,171   |
| 当期変動額                   |                  |                |           |
| 新株の発行                   |                  |                | 6,290     |
| 減資                      |                  |                | -         |
| 欠損填補                    |                  |                | -         |
| 当期純損失                   |                  |                | △137,687  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,745            | 1,745          | 1,745     |
| 当期変動額合計                 | 1,745            | 1,745          | △129,652  |
| 当期末残高                   | 92               | 92             | 702,519   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等  
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 3年～5年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、評価差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の不正検知サービスにおいては、不正検知サービス「O-PLUX」等を主要サービスとして提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、サービス提供期間の各締日ごとに義務を履行すると考えられることから、各締め日ごとに定額課金である月額料金及び審査件数に応じた従量課金である審査料金を収益として計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |          |
|----------|----------|
| 有形固定資産   | 3,718千円  |
| 無形固定資産   | 32,799千円 |
| 投資その他の資産 | －千円      |
| 減損損失     | －千円      |

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

② 主要な仮定

当社は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

中期経営計画は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果を主要な仮定として用いております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において減損損失が計上される可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づいております。将来の課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の中期経営計画における主要な仮定は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 38,990千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 2,722,655株      | 10,000株        | －株             | 2,732,655株     |

(注) 自己株式は保有しておりません。

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行10,000株であります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 113,073株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後7年以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

##### (b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

##### (c) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額       |
|----------------|-----------|-----------|----------|
| (1) 投資有価証券     | 28,529千円  | 28,529千円  | －千円      |
| (2) 敷金及び保証金    | 7,017千円   | 6,856千円   | △160千円   |
| 資産計            | 35,547千円  | 35,386千円  | △160千円   |
| (1) 長期借入金(* 1) | 186,648千円 | 184,173千円 | △2,474千円 |
| 負債計            | 186,648千円 | 184,173千円 | △2,474千円 |

(\* 1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しています。

(注) 市場価格のない株式等については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分                  | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|----------|
| 投資事業有限責任組合出資金 (* 2) | 35,957千円 |

(\* 2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分     | 時価 (千円) |      |      |        |
|--------|---------|------|------|--------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券 | 28,529  | －    | －    | 28,529 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

|         | 時価 (千円) |         |      |         |
|---------|---------|---------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | －       | 6,856   | －    | 6,856   |
| 長期借入金   |         | 184,173 |      | 184,173 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 負債

### (1) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 繰越欠損金                 | 190,053 千円      |
| 賞与引当金                 | 5,185           |
| 貸倒引当金                 | 6,538           |
| 敷金                    | 2,021           |
| 減損損失                  | 30,915          |
| その他有価証券評価差額金          | 680             |
| その他                   | 5,393           |
| 繰延税金資産小計              | <u>240,787</u>  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △50,733         |
| 繰越欠損金に係る評価性引当額        | <u>△190,053</u> |
| 繰延税金資産合計              | —               |
| 繰延税金負債                |                 |
| その他有価証券評価差額金          | <u>965</u>      |
| 繰延税金負債合計              | <u>965</u>      |
| 繰延税金負債の純額             | <u>965</u>      |

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                | 当事業年度     |
|----------------|-----------|
| 不正検知サービス       | 685,223千円 |
| 決済コンサルティングサービス | 50,968千円  |
| データサイエンス       | 57,786千円  |
| その他            | 25,465千円  |
| 顧客との契約から生じる収益  | 819,443千円 |
| その他の収益         | －千円       |
| 外部顧客への売上高      | 819,443千円 |

(注) その他には、SaaS型BNPLシステムの売上を含んでおります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 102,868千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 88,697千円  |
| 契約負債（期首残高）          | 11,209千円  |
| 契約負債（期末残高）          | 4,968千円   |

※当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは11,209千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 257円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 50円45銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

かっこ株式会社  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員      公認会計士      三 島 陽  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      三 木 崇 央  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かっこ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

かっこ株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 小川弦一郎 ㊞  
監査等委員 中山寿英 ㊞  
監査等委員 志村正之 ㊞

注) 常勤監査等委員 小川弦一郎、監査等委員 中山寿英及び志村正之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 岩井 裕之<br>(1971年9月15日)  | 1995年4月 株式会社星光堂入社<br>2005年5月 株式会社ネットプロテクションズ入社<br>2011年1月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2021年8月 株式会社リカバリー 取締役<br>2022年3月 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役<br>（現任）<br>2022年4月 株式会社ダイブ 社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社Orchestra Holdings 社外取締役<br>株式会社ダイブ 社外取締役 | 435,600株       |
| 2         | 関根 健太郎<br>(1974年9月17日) | 1997年4月 株式会社ダイヤコンサルタント入社<br>2006年5月 パシフィックマネジメント株式会社入社<br>2011年1月 株式会社エスクリ入社<br>2015年1月 当社入社<br>2015年4月 当社執行役員（現任）<br>2015年7月 当社取締役<br>2018年3月 当社専務取締役（現任）<br>2021年8月 株式会社リカバリー 取締役<br><当社における担当><br>執行役員 金融領域担当                                | 16,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 成 田 武 雄<br>(1974年12月28日) | 1997年 4月 株式会社星光堂入社<br>2004年 9月 株式会社アルファブリッジ入社<br>2005年 4月 メディアラヴ株式会社入社<br>2007年 1月 株式会社GDH入社<br>2007年 8月 ジー・プラン株式会社入社<br>2014年 1月 当社入社 社長室マネジャー<br>2014年 4月 当社執行役員 (現任)<br>2018年 3月 当社取締役 (現任)<br><当社における担当><br>執行役員 EC領域担当    | 15,707株        |
| 4         | 岡 田 知 嗣<br>(1975年8月25日)  | 2001年 4月 日本ヒューレット・パッカー株式会社入社<br>2012年 7月 丸紅情報システムズ株式会社入社<br>2013年10月 当社入社<br>2016年 7月 当社執行役員 (現任)<br>2017年 7月 当社システムソリューションディビジョンマ<br>ネジャー (現任)<br>2020年 3月 当社取締役 (現任)<br><当社における担当><br>執行役員 プロダクト担当<br>システムソリューションディビジョンマネジャー | 15,707株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）の報酬等の額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、上記の報酬枠とは別枠で、新たに勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2020年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告18頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本議案の内容に沿ったものに変更する予定であります。

当社は、自社株を取締役の報酬とすることについて、株主の皆様と株価上昇のメリット及び株価下落リスクを共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に関する有効なインセンティブとなると考えております。また、対象取締役の職責は、監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営判断も期待されていることから、金銭報酬に比して過度に高い割合とならない限り、監査等委員である取締役に対する業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは、適切であると考えております。

本議案は、当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分（以下「交付」という。）される株式総数の発行済株式総数（2025年12月31日時点）に占める割合は0.19%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

よって、本制度の上記目的に鑑みまして、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案に基づき、対象取締役に対して勤務継続型譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。

対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10,000千円以内といたします。対象取締役は、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について交付を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、年5千株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合により増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整されるものとします。また、その1株当たりの払込金額は、普通株式の交付に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名（うち社外取締役3名）であります。

### 【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した普通株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

なお、本制度により交付される普通株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」であります。

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### 1. 譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日まで（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### 2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、すべての本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する普通株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、当社は必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### 3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。なお、当社は譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目8番1号  
赤坂インターシティAIR 4F  
赤坂インターシティコンファレンス the Green

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は  
お間違えのないようご注意ください。)



交通 溜池山王駅 (東京メトロ有楽町線、南北線9番出口から、溜池交差点を渡り右折してすぐ。14番出口は地下から直結。)

国会議事堂前駅 (東京メトロ千代田線、溜池山王駅地下通路に直結)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。